

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	武豊町

武豊町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 武豊町生活経済部産業課
所在地 愛知県知多郡武豊町長尾山 2 番地
電話番号 0569-72-1111
FAX 番号 0569-73-0001
メールアドレス sangyo@town.taketoyo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、カワラバト（ドバト）、ヒヨドリ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	愛知県知多郡武豊町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ヌートリア	稲	3千円	2a
	野菜、いも類	3千円	3a
ハクビシン	果樹	3千円	1a
	野菜	3千円	1a
タヌキ	野菜	1千円	1a
合計		13千円	8a

※ 被害数値については被害報告を基に作成。アライグマ、キツネ、カラス、カワラバト、ヒヨドリについては被害報告なし。

(2) 被害の傾向

・ヌートリア

町内全域の水路・河川近くの田畑で、水稻・野菜類の被害が発生している。また車道沿い等でも被害が確認されていることから、今後も被害拡大が懸念される。

・アライグマ・ハクビシン・タヌキ

少額ではあるが、被害報告はされている。知多半島内で多数生息が確認されており、今後も農作物の被害が予想される。

・カラス等の鳥類

住宅地が開発されるなかで、カラス等の鳥類によるふん害等による住環境への影響が確認されている。依然として工業施設内においてもふん害被害がある。農業への被害は報告されていない。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
農業被害	13千円	9千円
	8a	6a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ヌートリア等の獣類 申請者へ捕獲許可証を交付し、捕獲檻の貸し出しを行っている。・カラス等の鳥類 知多中央猟友会武豊支部に委託し、猟銃による駆除を年7回実施している。	<p>捕獲檻を所持しているが、被害報告後の設置となる。捕獲までに時間がかかる。</p> <p>毎回約20羽程度のカラス等の鳥類を駆除しているが、市街地でふん害等の報告も確認されている。</p> <p>また、猟友会の高齢化により継続が将来的に難しい。</p>
防護柵の設置等に関する取組	農家が個々に設置している。	従来 of 取組みで不足はなく、効果的であるので、取組みを継続していく。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none">・ヌートリア等の獣類 捕獲檻の貸出について再度周知を図ることとし、効率的な駆除を行う。個々の農家で侵入防止対策を行っていない場合に被害が起こるケースが多く、防止等の啓発活動を行い、被害発生を未然に防ぐ。 また、PRパンフレットなどを活用しながら、情報提供や聞き取り、現場確認を行うなど、捕獲率を高めるために檻の設置場所や好みの餌についての理解を深め、町内からの根絶を目指す。・カラス等の鳥類 毎年猟友会にて実施している予察捕獲を継続する。 銃猟捕獲が困難な市街地に関しては、被害が多岐に渡り発生した場合に、捕獲檻や追払い等効果的な駆除方法を検討する。導入に関しては、カラス捕獲檻をすでに設置している近隣自治体（東海市や大府市等）の状況を参考にし、被害状況を勘案しながら地域・方策・時間帯を検討する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>・ヌートリア等の獣類 有害鳥獣捕獲講習会等を開催し、受講者から申請があれば許可証を発行し、被害地域に捕獲檻の設置、捕獲を図る。 被害を未然に防げるよう見回りや被害の確認を猟友会と連携し行う。</p> <p>・カラス等の鳥類 猟友会へ銃による捕獲を委託し、町が捕獲許可要件を審査し、捕獲を許可する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ヌートリア等の獣類	農家等を対象とする研修会等の開催により、その生態や被害状況を知ってもらい、効率的な捕獲に向けた取組を進める。
令和5年度	同上	同上
令和6年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>・ヌートリア等の獣類 農作物被害と生息状況を確認しながら、町内からの被害根絶を目標に捕獲を推進する。</p> <p>・カラス等の鳥類 以前の駆除実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるよう猟友会と連携する。被害が甚大に及ぶ場合は、原因の解明に努め、臨機応変に対応し捕獲数を増やす。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヌートリア	10	10	10
アライグマ	5	5	5
ハクビシン	5	5	5
タヌキ	5	5	5
キツネ	3	3	3

カラス	150	150	150
カワラバト	50	50	50
ヒヨドリ	20	20	20

捕獲等の取組内容	
・ヌートリア等の獣類	有害鳥獣捕獲講習会等を開催し、受講者から申請があれば許可証を発行し、被害地域に捕獲檻の設置、捕獲を図る。
・カラス等の鳥類	猟友会に委託し、猟銃による駆除を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
武豊町	愛知県事務処理特約条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヌートリア等の獣類	農家個人に設置を依頼しており、現在、侵入防止柵の設置は実施していない。今後、地域的に甚大な被害が出た場合は、被害状況や他市町の取り組み状況等、参考にして導入を検討したい。		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	カラス等の鳥類	銃猟捕獲が困難な市街地に関して、被害が多岐に渡り発生した場合、捕獲檻や追払いなどカラス等に対する総合対策を検討する。
令和5年度	同上	同上
令和6年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
半田警察署	住民の安全確保。
知多中央猟友会武豊支部	対象鳥獣の捕獲。駆除実務対応。
武豊町役場	住民の安全確保。情報提供。 捕獲許可。捕獲檻の貸出。
あいち知多農協武豊営農センター	有害鳥獣関連の情報提供。
愛知県知多農林水産事務所農政課	農作物被害対策に関する指導・助言。
愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課	農作物被害対策に関する指導・助言。

(2) 緊急時の連絡体制

住民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先（産業課担当者）を明らかにしておく。
--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヌートリア等の獣類、カラス等の鳥類ともに「焼却処分」を原則とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として適さない鳥獣種のみしか捕獲していないため、該当なし。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項。

今後必要となれば協議会の立ち上げを検討する。

協議会の名称	武豊町鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
武豊町産業課	協議会事務局（捕獲許可、捕獲檻貸出業務等）
あいち知多農協武豊営農センター	有害鳥獣関連の情報提供。

知多中央猟友会武豊支部	駆除実務対応
愛知県知多農林水産事務所農政課	農作物被害対策に関する指導・助言
愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課	農作物被害対策に関する指導・助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県知多県民事務所環境保全課	保護管理の適正化、鳥獣法等に関する情報提供
愛知県農業共済組合	鳥獣による農作物被害情報の収集・提供
武豊町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供、連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となって被害防止策を講じるようPRパンフレット等を活用しながら、情報提供を推進する。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策に先進な手法を取り入れ、かつ、被害の防止に成功している事例があれば、視察等により、武豊町においても実施可能か検討する。今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。
